

第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

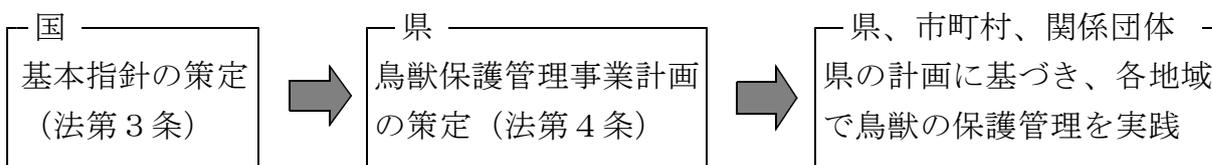
自然環境課

1 鳥獣保護管理事業計画の概要

○根拠法令 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第4条

(鳥獣保護管理事業計画)
 第4条 都道府県知事は、基本指針に則して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

○それぞれの役割



2 第13次鳥獣保護管理事業計画の主な内容

第一 計画の期間

●第13次鳥獣保護管理事業計画 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
 ※第12次鳥獣保護管理事業計画 平成29年4月1日～令和4年3月31日（5年間）

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

区 分	第12次計画	第13次計画
鳥獣保護区	既 設 101箇所 54,727ha	既 設 100箇所 53,901ha
	継 続 56箇所 35,361ha	継 続 44箇所 18,540ha
	更 新 43箇所 18,514ha	更 新 55箇所 35,199ha
	新 規 1箇所 97ha	
	縮 小 1箇所 ▲176ha	
	廃 止 ▲2箇所 ▲676ha	廃 止 ▲1箇所 ▲162ha
	計 100箇所 53,972ha (実績 100箇所 53,901ha)	計 99箇所 53,739ha

区 分	第12次計画	第13次計画
特別保護地区	既 設 7箇所 1,892ha 継 続 4箇所 1,053ha 再指定 3箇所 839ha 計 7箇所 1,892ha (実績 7箇所 1,892ha)	既 設 7箇所 1,892ha 継 続 3箇所 839ha 再指定 4箇所 1,053ha 計 7箇所 1,892ha
休 獵 区	必要に応じて指定	必要に応じて指定

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

区 分	第12次計画	第13次計画
ニホンキジ (放鳥)	4,000羽 (実績 4,000羽)	4,000羽 (800羽×5年)
コシジロヤマドリ (放鳥)	100羽 (実績 13羽)	80羽 ((10~20羽) ×5年)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 有害鳥獣捕獲に係る許可日数

第12次計画		第13次計画	
鳥獣名	日 数	鳥獣名	日 数
イノシシ シカ	原則180日以内	イノシシ シカ サル	1年以内
サル カラス類 ドバト アナグマ タヌキ	原則90日以内	カラス類 ドバト アナグマ タヌキ アライグマ	6か月以内
ノウサギ カワウ アオサギ ゴイサギ		ノウサギ ヒヨドリ カワウ アオサギ ゴイサギ	3か月以内
その他の鳥獣	原則30日以内	その他の鳥獣	1か月以内

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

区 分	第12次計画	第13次計画
特定猟具 使用禁止区域	既設 62箇所 18,722ha	既設 62箇所 18,722ha
	継続 57箇所 18,116ha	継続 53箇所 16,813ha
	更新 5箇所 606ha	更新 9箇所 1,909ha
	計 62箇所 18,722ha	計 62箇所 18,722ha

第六 特定計画の作成に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画の策定					
シカ	第2期	→	第3期(令和4年度策定)	R4.4~R9.3)	
サル	第2期	→	第3期(令和4年度策定)	R4.4~R9.3)	
イノシシ	第2期	→	第3期(令和4年度策定)	R4.4~R9.3)	

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

区 分	第12次計画	第13次計画
鳥獣保護管理員の配置	計画 69名 (実績 69名)	計画 69名